

多治見市告示第 215 号

是正請求事案（公文書部分公開決定に係る異議申立て（くらし人権課）事案）
答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 23 年 9 月 15 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 公文書部分公開決定に係る異議申立て（くらし人権課）事案
- 2 答 申 日 平成 23 年 9 月 15 日
- 3 結 論 是正請求を棄却すべきと考える。
- 4 事案概要 是正請求人（異議申立人）は、平成 23 年 4 月 13 日に多治見市役所環境文化部くらし人権課（以下「行為庁」という。）に対し、「意見書 虎溪山地区用途地域変更見直し案」の公文書公開請求を行った。
行為庁は、公開請求対象文書として「「虎溪山地区用途地域変更見直し案」への意見書」（以下「意見書」という。）及び同意見書添付の「用途地域変更反対署名簿」を特定し、意見書の提出者である、虎溪山町第一・第二・第三町内会 虎溪山町道路問題と生活環境を守る会（以下「守る会」という。）の代表者 2 名の氏名及び「用途地域変更反対署名簿」にある記載者の氏名、住所について、多治見市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項第 1 号に定める個人情報に当たるとして、非公開とする部分公開決定を行い、その旨を同月 21 日付けで是正請求人に通知した。

これに対し、是正請求人は、主に次の2点から、守る会代表者2名の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、個人情報に当たらないと主張し、異議申立てを行ったものである。

- (1) 守る会は不特定多数の人を対象とした署名活動をしており、その際、署名の趣旨、会の名称及びその代表者を明らかにしており、条例第6条第2項第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当しない。
- (2) 守る会は、意見書の内容からも分かるように圧力団体であり、条例上、「法人その他の団体」のうちの「その他の団体」に該当するため、その役員は、条例第6条第2項第1号の個人情報から除外される。

5 審査会の判断

- (1) 代表者氏名が条例第6条第2項第1項の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たるか否かについて

是正請求人は、守る会は不特定多数の人を対象とした署名活動をしており、その際、署名の趣旨、会の名称及びその代表者を明らかにしている旨主張するが、その署名活動の範囲は、虎溪山町第一町内会、第二町内会、第三町内会の住民を対象としており、情報公開制度が「何人も公文書の公開の請求をすることができる」（条例第5条第2項）と、請求者の範囲を限定していないことを鑑みると、その活動範囲は限られたものであり、代表者氏名が広く社会一般に了知され、また、了知されることを許容しているとはいえない。

このことは、守る会及びそれと実質同団体と思われる「虎溪山町の道路問題と生活環境を守る会」について、その代表者名が報道等で明らかになっていない点からも広く社会一般に了知されたものでないと認められ、代表者2名から徴取した、公文書の公開に対する意見確認書において、個人名公開を承諾しないとしてい

ることからも、広く一般社会に了知されることを許容しているとはいえないものと認められる。

なお、虎溪山地区の用途地域変更をめぐっては、何らかの紛争（事件）に発展する可能性が現在も否定できず、この点からも慎重な取扱いが必要であると考ええる。

従って、個人の社会的な活動に関する情報は、その人の思想、信条、利害に関係してくることも考えられ、慎重な取扱いが求められることを考え合わせると、代表者氏名は、条例第6条第2項第1項の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たるものと考ええる。

(2) 守る会が条例第6条第2項第1項の「法人その他の団体」に当たるか否かについて

是正請求人は、反論書において次の2点を主張している。

ア 今回の「虎溪山町道路問題と生活環境を守る会」と平成12年当時に活動していた「虎溪山町の道路問題と生活環境を守る会」（以下「旧守る会」という。）は同一団体である。

行為庁は、弁明書において条例の「法人その他の団体」のうちの「その他の団体」は、多治見市情報公開条例運用手引（以下「手引」という。）を引用して「人格なき社団」「権利能力なき社団」であるとし、守る会は、昭和35年の最高裁判決で示された「人格なき社団」「権利能力なき社団」の要件に該当しないという。しかし、旧守る会は、同要件を満たすものであり、同一団体である守る会も同要件を満たすものである。

イ 行為庁が引合いに出した最高裁判決における「権利能力なき社団」は、訴訟当事者となり得るための要件であり、条例でいう「法人その他の団体」とは何ら関係がなく、条例でいう「法人その他の団体」は手引で示された「団体としての規約等を有し、代表者の定めがある等、団体としての実体を有するものをいう。」という要件を満たした団体である。

また、是正請求人は、口頭意見陳述において、上記アの主張の補強として、手引は何ら法的根拠のないものであり、議会承認を得ることなく、行政機関である執行部で決めたものである旨主張している。

手引は、情報公開請求に対する決定を行う際に、条例の解釈を示すものとして作成されたものである。

当審査会も、「法人その他の団体」に該当するか否かを手引に従って解釈することには妥当性があると考ええる。

守る会が「法人その他の団体」に該当するかについての行為庁の調査結果を踏まえると、守る会は、団体としての規約等を有するものではなく、条例第6条第2項第1号の「その他の団体」には当たらないと考える。